

生食発0517第2号
平成30年5月17日

各

都道府県知事
保健所設置市長

 殿

厚生労働省大臣官房
生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

「対シンガポール輸出食肉の取扱いについて」の一部改正について

対シンガポール輸出食肉については、「対シンガポール輸出食肉の取扱いについて」（平成21年5月14日付け食安発0514001号厚生労働省医薬食品局食品安全全部長通知。以下「部長通知」という。）により取り扱っているところです。

今般、シンガポール政府より、日本で食肉の殺菌目的で使用されている食品添加物について、一定の条件の下、シンガポールへ輸出する食肉に使用を認める旨の通知があったことなどから、部長通知別紙1を別紙のとおり改正することとしたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。